

佐世保市業務委託の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市が発注する業務委託の契約に係る入札の透明性及び公正性の向上を図るため、予定価格及び最低制限価格を決定する事務処理手続等に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、佐世保市財務規則（昭和44年規則第9号。以下「規則」という。）、その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この要綱の対象となる業務は、次の各号に定める業務とする。

- (1) 佐世保市清掃業務・警備業務の契約事務に関する要綱（平成26年9月2日施行。以下「清掃・警備要綱」という。）第2条第1号に規定する清掃業務
- (2) 清掃・警備要綱第2条第2号に規定する警備業務
- (3) 佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する要綱（平成8年7月1日施行）第3条第2号に規定する業務（以下「コンサル業務」という。）
- (4) 佐世保市消防設備点検、消防設備保守点検業務の業者指名及び再委託に関する事務取扱要綱（平成27年4月23日施行）第2条第1項に規定する消防設備点検業務
- (5) 佐世保市除草業務、剪定業務、伐採業務等の契約事務に関する要綱（平成26年4月1日施行）第2条第2号に規定する剪定業務

(最低制限価格設定業務)

第3条 最低制限価格を設定する業務(以下「最低制限価格設定業務」という。)は、前条各号の業務のうち、次の全てに該当する業務とする。

- (1) 主管部局において入札及び契約事務を行うもの
- (2) 歩掛り（国・県が定める歩掛り表又は佐世保市が独自に定める歩掛り表における算式及びその基準となる単価）にて予定価格の積算を行うもの
- (3) 競争入札に付するもの

2 前項の最低制限価格設定業務以外の業務については、規則第166条の3第1項第4号の規定により別に定めるものを除き、最低制限価格の設定は行

わないものとする。

(最低制限価格に係る定義)

第4条 この要綱において最低制限価格に係る用語の意義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 入札書比較予定価格 予定価格から消費税等相当額（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。）相当額を除いた額をいう。
- 2 入札書比較最低制限価格 最低制限価格から消費税等相当額を除いた額をいう。
- 3 税抜き最低制限基本価格 次に定めるそれぞれの算式により算出された額（当該額に100円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）をいう。
 - (1) コンサル業務 入札書比較予定価格 × 100分の80
 - (2) コンサル業務以外の最低制限価格設定業務 入札書比較予定価格 × 100分の75
- 4 最低制限基本価格 最低制限価格算出の基礎となるもので、前項第1号又は第2号に定める算式により算出された額に、消費税等相当額を加算した額をいう。
- 5 ランダム係数 予定価格設定者が操作するパソコン等におけるランダム関数等に基づき算出された係数をいい、その変動範囲は、1.000以上1.005以下とする。
- 6 ランダム化 最低制限価格を算出するために、税抜き最低制限基本価格にランダム係数を乗じ、その額を変動させることをいう。

(最低制限価格の算出方法)

第5条 最低制限価格設定業務に係る最低制限価格の算定方法は、次に定めるそれぞれの区分により算出する。

- (1) コンサル業務 次の算式による。

(算式1 入札書比較最低制限価格の算出)

入札書比較最低制限価格 = 前条第3項第1号により算出された税抜き最低制限基本価格 × ランダム係数

備考 算出された額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(算式2 最低制限価格の算出)

最低制限価格 = 入札書比較最低制限価格 + 消費税等相当額

(2) コンサル業務以外の最低制限価格設定業務

ア ランダム化を行う場合 前号に定める各算式による。ただし、算式1の「前条第3項第1号により算出された税抜き最低制限基本価格」は「前条第3項第2号により算出された税抜き最低制限基本価格」に読み替えるものとする。

イ ランダム化を行わない場合

(算式1 入札書比較最低制限価格の算出)

入札書比較予定価格 × 100分の75

備考 算出された額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(算式2 最低制限価格の算出)

最低制限価格 = 入札書比較最低制限価格 + 消費税等相当額

(予定価格等の公表)

第6条 前2条の規定により予定価格及び最低制限価格を算出した場合は、開札後、落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）があるときは、予定価格及び最低制限価格を公表するものとする。ただし、発注者が公表することを不相当と判断した場合、又は入札が不調に終わり落札者等がない場合は、予定価格及び最低制限価格の公表は行わないものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年8月8日から施行する。

(佐世保市コンサルタント業務等の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理試行要綱の廃止)

2 佐世保市コンサルタント業務等の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理試行要綱（平成25年7月1日施行）は、廃止する。

(佐世保市消防設備点検業務にかかる最低制限価格の決定等に係る事務処理要綱の廃止)

3 佐世保市消防設備点検業務にかかる最低制限価格の決定等に係る事務処理要綱（平成25年11月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。